

つくば市議会オンライン質問実施要綱の概要

1 制定理由

オンライン会議システムにより行う会派代表質問及び一般質問の運営に関し、会議規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるため。

2 制定内容

第1条（趣旨）

第2条（基本原則）

（オンライン質問の実施等）

第3条 オンライン質問の実施を希望する議員は、当該議員が質問を実施する日の前日（当該日がつくば市の休日を定める条例（平成元年つくば市条例第54号）第1条第1項に規定するつくば市の休日（以下「休日」という。）に当たるときはその前日）の正午までに、オンライン質問実施申出書（様式第1号）により議長に申し出なければならない。

2 会議規則第62条第1項の承諾は、オンライン質問実施承諾書（様式第2号）により行う。

第4条（オンライン実施議員の責務）

第5条（本人確認）

第6条（必要な機器の設置）

（会議録）

第7条 会議録の作成に当たっては、オンライン質問実施議員の氏名の前に「オンライン質問実施議員」と記載した上で、質問内容を掲載する。

第8条（その他）

3 施行日

公表の日からとする。